

命令を受けている対象物

京都市消防局

消防機関が立入検査により火災予防上の危険や消防法令違反を把握し、その改修等の命令を発した場合には、消防法に基づきその旨を公示しなければなりません。

京都市消防局では、命令を行い、公示している建築物等の所在地、名称等を利用者や近隣の方々の安全のためお知らせしています。

京都市内において、現在火災予防上の命令を受けている対象物は次のとおりです。

(注) 本公示情報は、内容に変更があった場合に更新します。

令和6年2月15日更新

No.	項目	内容
1	防火対象物の所在地	京都市南区上鳥羽塔ノ森下河原1番地1他
	防火対象物等の名称	有本機業株式会社 作業場兼倉庫棟
	命令を受けた者の氏名	有本機業株式会社 代表取締役 有本 匡克
	命令年月日	令和5年1月23日
	命令事項	1 令和5年7月24日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。 2 令和5年7月24日までに、建物全体に屋内消火栓設備を設置すること。 3 令和5年7月24日までに、屋外消火栓設備を設置すること。
	根拠条項	消防法第17条の4第1項
	命令者	京都市南消防署長
2	防火対象物の所在地	京都市南区上鳥羽塔ノ森下河原22番地、22番地2
	防火対象物等の名称	フォー・テン株式会社 作業場棟
	命令を受けた者の氏名	フォー・テン株式会社 代表取締役 有本 匡克
	命令年月日	令和5年1月23日
	命令事項	令和5年5月23日までに、建物全体に屋内消火栓設備を設置すること。
	根拠条項	消防法第17条の4第1項
	命令者	京都市南消防署長

命令を受けている対象物

京都市消防局

No.	項目	内容
3	防火対象物の所在地	京都市中京区蛸薬師通河原町東入備前島町309番地4
	防火対象物等の名称	HKビル
	命令を受けた者の氏名	金子 秀雄
	命令年月日	令和5年9月8日
	命令事項	令和5年12月8日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。
	根拠条項	消防法第17条の4第1項
	命令者	京都市中京消防署長
4	防火対象物の所在地	京都市伏見区久我西出町2番地20
	防火対象物等の名称	堀竹プラスチック工芸
	命令を受けた者の氏名	堀竹 多啓司
	命令年月日	令和6年1月31日
	命令事項	1 令和6年5月31日までに、建物全体に屋内消火栓設備を設置すること。 2 令和6年5月31日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。
	根拠条項	消防法第17条の4第1項
	命令者	京都市伏見消防署長